

公開買付開始公告

各 位

平成18年 7 月24日

山口県山口市佐山717番地 1
株式会社ファーストリテイリング
代表取締役会長兼社長 柳井 正

株式会社ファーストリテイリング(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、証券取引法(以下「法」といいます。)による公開買付けを下記により行いますので、お知らせいたします。

記

1 公開買付けの目的

当社は、現在、株式会社キャビン(以下「対象者」といいます。)の普通株式13,197,000株(平成18年7月24日付の対象者の自己株式の消却後の発行済株式総数の31.57%、消却前の発行済株式総数の29.37%)を保有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者の議決権の過半数の株式を取得し、対象者を連結子会社とすることを目的に、公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたします。

対象者は、自社で企画編集したファッション性の高い婦人服及び服飾品を販売する専門店の展開を行っております。婦人服ブランドでは、「ザジ」、「ウインジ」、「イーエーピー」、「アンラシーネ」といったブランドをそれぞれ単独で、またはいくつかのブランドを複合化し、全国に202店舗(平成18年5月末日現在)展開しております。

当社と対象者は、平成18年4月21日に当社が対象者の普通株式11,547,000株(同消却後の発行済株式総数の27.62%、消却前の発行済株式総数の25.70%)を取得したことを契機に、包括的な業務提携契約を締結し、両社間での協力体制の構築を検討してまいりました。その結果、当社といたしましては、対象者を連結子会社とすることで両社の協力体制をより強固なものとし、当社グループの婦人向け衣料事業をより一層強化するとともに、両社がそれぞれ保有する経営資源を有効に活用し、相乗効果を発揮しながら、グループ全体の更なる企業価値の向上を目指すべく、本公開買付けを実施することといたしました。

対象者においても、厳しい経営環境が続くなかで、収益改善と成長を図り、企業価値を向上させていく上で、両社の関係をより強固なものとして、両社が保有する経営資源を双方がより有効に活用していくことが重要であると考えております。

なお、対象者の平成18年7月21日開催の臨時取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議がなされております。

対象者は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株式数に上限を設定しており、本公開買付け後も、引き続き対象者の上場を維持する方針です。

注)対象者は、平成18年7月6日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議しております(消却対象の自己株式数：3,130千株、消却予定日：平成18年7月24日)。なお、平成18年2月末日現在の対象者の発行済株式総数は44,933,644株であり、消却後の対象者の発行済株式数は41,803,644株であります。

2 公開買付けの内容

- (1) 対象者の名称 株式会社キャビン
- (2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式
- (3) 買付け等の期間
平成18年7月24日(月曜日)から
(公開買付期間) 平成18年8月17日(木曜日)まで
- (4) 買付け等の価格 1株につき金740円
- (5) 買付予定の株券等の数 買付予定数 7,706,000株
- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(7,706,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(7,706,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下、「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては株券を提出する必要があります。(単元未満株式が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)
- (注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間中に対象者のストックオプションに係る新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合 18.45%
- (注1) 対象者の総株主の議決権の数は、対象者の平成18年5月26日提出の第36期有価証券報告書に記載された平成18年2月28日現在の総株主の議決権の数40,024個から、株式会社証券保管振替機構名義の株式に係る議決権の数18個及び株主名簿上は対象者名義となっておりますが実質的に対象者が所有していない株式に係る議決権の数2個を控除した数(40,004個)です。
- (注2) 本公開買付けにおいては、単元未満株式及び公開買付期間末日までに対象者のストックオプションに係る新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても対象としているため、上記の割合、以下(7)及び(8)の計算においては、上記の総株主の議決権の数40,004個に平成18年2月28日現在の単元未満株式の数(ただし、単元未満の自己株式の数及び単元未満の株式会社証券保管振替機構名義の株式の数を除きます。)に係る議決権の数1,270個、及び公開買付期間の末日までに上記ストックオプションに係る新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成18年5月1日以降公告日までにかかる新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(500,000株)に係る議決権の数(500個)を加えて、対象者の総株主の議決権の数を41,774個として計算しています。
- (注3) 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下(7)及び(8)において同様です。
- (7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計
- | | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|----|--------|
| 公開買付者 | 31.59% | 特別関係者 | 0.28% | 合計 | 31.88% |
|-------|--------|-------|-------|----|--------|
- (8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計
- | | | | |
|-------|--------|----|--------|
| 公開買付者 | 50.04% | 合計 | 50.04% |
|-------|--------|----|--------|
- (注) 特別関係者の所有株券等(対象者の保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、上記合計には公告日における特別関係者の株式等所有割合を加算しておりません。
- (9) 応募の方法及び場所
- ① 公開買付代理人 野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
 - ② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、株券を添えて、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際にはご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類が必要になる場合があります。
 - ③ 本公開買付けにおいては公開買付代理人以外の証券会社を経由した応募の受付は行われませ

ん。

- ④ 株券が公開買付代理人(又は公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されている場合、当該株券については「公開買付応募申込書」の提出のみで応募を行うことができます。保管されている株券について預り証が発行されている場合、その預り証もご提出ください。
- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、米国内からの応募等については、下記(14)(ト)をご参照ください。
- ⑥ 公開買付代理人である野村証券株式会社に新規に口座を開設される場合、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。
- ⑦ 国内に居住する個人株主につきましては、株式等の譲渡所得には、申告分離課税が適用されません。税務上の具体的なお質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
- ⑧ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。

(10) 買付け等の決済をする証券会社の名称

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(11) 決済の開始日 平成18年8月24日(木曜日)

(12) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(13) 株券等の返還方法

下記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「(イ) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(ロ) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合は、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(もしくは公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(14) その他買付け等の条件及び方法

(イ) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数(7,706,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(7,706,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応

募株券等の数に1単元未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(1,000株)未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付を行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数)の応募株券等の買付を行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で当該応募株主等の中から抽せんにより買付を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(ロ) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ、第2号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(ハ) 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(ニ) 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付を行います。

(ホ) 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(へ) 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4、及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(ト) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けの届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

3 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(1) 対象者の取締役会の賛同表明について

対象者の平成18年7月21日開催の臨時取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議がなされております。なお、当社の代表取締役会長兼社長の柳井正は、対象者の代表取締役会長を兼任しており、特別利害関係人であるため、賛同表明にかかる決議には参加しておりません。また、当社の完全子会社の常務執行役員である大笹直樹は、対象者の社外取締役を兼務しており、上記決議には参加しておりません。

(2) 当社と対象者との業務提携について

当社は、対象者と平成18年4月21日付で業務提携契約を締結しております。当該業務提携契約は、当社による対象者への資本参加および経営参加を通じ、対象者の事業の維持、発展および価値の最大化という共通の目的を図るための両社間の協力関係を定めることを目的とした包括的な契約であります。当該業務提携契約に従い、現在、当社及び当社子会社より対象者に対して、取締役2名及び監査役1名を派遣しております。

なお、本業務提携に係る具体的なアクションプランに関しましては、相互に様々な角度から検討しておりますが、現時点では具体的な内容については未定です。

(平成18年7月24日現在、当社の代表取締役会長兼社長柳井正が対象者の代表取締役会長を兼任しております。また、当社完全子会社の常務執行役員1名が対象者の社外取締役に就任し、当社取締役1名が対象者の社外監査役に就任しております。)

4 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ファーストリテイリング 東京本部

(東京都千代田区九段北1丁目13番12号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(1) 会社の目的

- 1 次の事業を営む会社及び外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること
 - (1) 衣料品及び衣料雑貨品の輸入、企画、製造及び販売
 - (2) 装飾品の輸入、企画、製造及び販売
 - (3) 靴、靴用品及び鞆の輸出入、企画、製造及び販売
 - (4) ゴルフ練習場の経営
 - (5) ゴルフ用品の販売
 - (6) 飲食店の経営
 - (7) 広告・宣伝の情報媒体の企画及び売買
 - (8) コンピューターシステムの運用支援
 - (9) 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
 - (10) 損害保険代理業
 - (11) 不動産賃貸及び管理業
 - (12) 前各号に附帯する一切の事業
- 2 コンピューターソフトウェア及びコンピューターネットワークシステムの利用許諾
- 3 コンピューター並びに関連機器の賃貸及び導入指導
- 4 知的財産権(特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等)の実施、使用、利用許諾、維持、管理
- 5 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
- 6 損害保険代理業
- 7 不動産賃貸

8 前各号に附帯する一切の事業

(2) 事業の内容

当グループは、株式会社ファーストリテイリング(当社)、連結子会社16社、非連結子会社3社、持分法適用関連会社2社、持分法非適用関連会社1社及び関連当事者1社により構成され、主に衣料品製造販売事業を営んでおります。

当グループの事業に係る位置付け及び事業部門との関連は、次のとおりであります。

事業区分	会社名
持株会社	株式会社ファーストリテイリング(当社)
ユニクロ事業	株式会社ユニクロ(連結子会社)
	UNIQLO(U.K.)LTD.(連結子会社)
	迅銷(江蘇)服飾有限公司(連結子会社)
	FAST RETAILING(U.K)LTD(非連結子会社)
	UNIQLO USA, Inc.(連結子会社)
	FRL Korea Co., LTD.(連結子会社)
	UNIQLO Design Studio, New York, Inc.(非連結子会社)
	UNIQLO HONG KONG, LIMITED(連結子会社)
	株式会社マエダ商事(関連当事者)
	衣料品関連事業
株式会社グローバルインベストメント(連結子会社)	
株式会社ナショナルスタンダード(連結子会社)	
株式会社ワンゾーン(連結子会社)	
FR FRANCE S.A.S.(連結子会社)	
GLOBAL RETAILING FRANCE S.A.S.(連結子会社)	
NELSON FINANCES S.A.S.(連結子会社)	
アスペジ・ジャパン株式会社(連結子会社)	
PETIT VEHICULE S.A.(連結子会社)	
コントワー・デ・コトニエ ジャパン株式会社(連結子会社)	
株式会社ジーユー(非連結子会社)	
株式会社リンク・セオリー・ホールディングス(持分法適用関連会社)	
株式会社キャビン(持分法適用関連会社)	
山東宏利綿針織有限公司(持分法非適用関連会社)	

(注1) ユニクロ事業とは、「ユニクロ」ブランドの国内外におけるカジュアル衣料品販売事業であります。

(注2) 衣料品関連事業とは、国内外における衣料品の企画、販売及び製造事業であります。

(3) 資本金の額

10,273,953,170円(平成18年7月24日現在)

以 上